

公務の範囲等をめぐる議論

公務とは

一般に、国・地方公共団体の事務を、これに従事する者の面からとらえていう場合に用いる。

その事務が、法令により直接定められているものであるかどうかを問わず、また、企画的・管理的なものであると単純な労務の性質をもつものであるとを問わない。（「法令用語辞典」（学陽書房））

（主な特徴）

- 公共の利益に奉仕
- 公権力の執行権限
- 租税でまかなわれる

公務の範囲・概念は、時代、地域、国家形態等によって異なり、変化。

公務員とは

一般的には、身分上、国又は地方公共団体とつながりを有し、それらの事務に従事する者をいう。（「法令用語辞典」（学陽書房））

（メルクマール）

- 国・地方公共団体の事務（公務）に従事
- 原則として、国・地方公共団体から給与
- 国・地方公共団体の任命権者から任命

人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する（国家公務員法第2条第4項）。

公務の範囲等を巡る近年の動き

民営化

旧日本電信電話公社：技術革新が進む中、高いサービスの提供を進めるために、競争原理を導入（昭和60年4月）

旧日本専売公社：諸外国からの市場開放要請への対処。競争に耐えうる経営の主体性の確立を目指す。（昭和60年4月）

旧日本国有鉄道：低収益体質と巨額の累積債務問題への対応（昭和62年4月）

日本郵政公社：多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便性向上、資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を目指す。（平成19年10月）

公共サービスの担い手に関する制度

（1）独立行政法人

政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する「独立行政法人」を設立。

特定独立行政法人（公務員型）は、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定める。（平成13年4月）

（2）指定管理者制度

地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間企業に行わせることができることとする制度。（平成15年9月）

（参考）

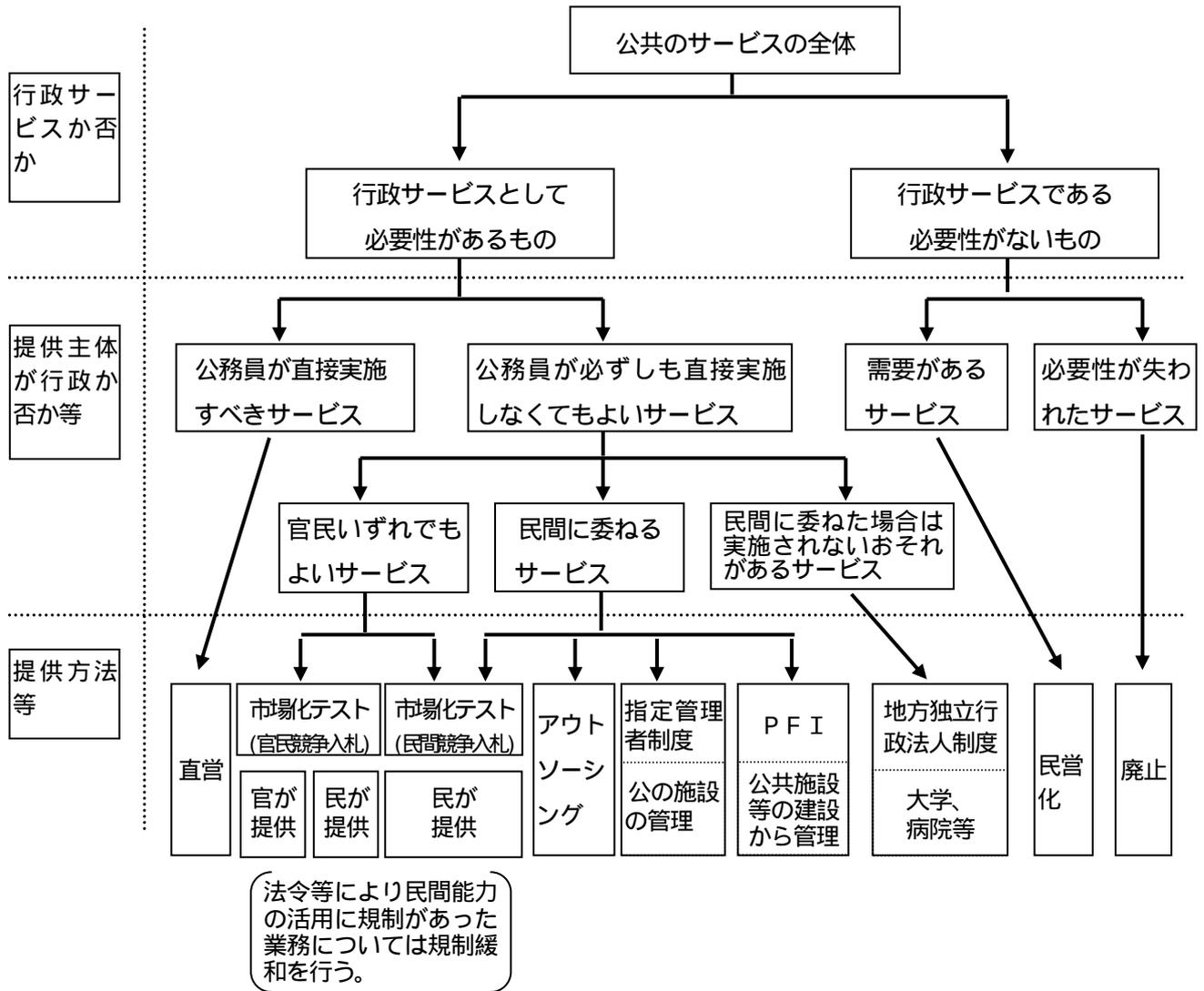
民間委託の実施状況 都道府県、政令市（H16年度末時点総務省調べ）
市区町村における事務の外部委託の実施状況（H16年3月総務省調べ）

（3）公共サービス改革法

公共サービスについて官と民が対等の立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み。

（平成18年7月）

民間能力活用手法の体系(概念図)



公務員の労働基本権

(単位:万人)

国

国家公務員 93.8							
自衛官	防衛庁(自衛官除く)	警察、海保、刑事施設等	一般の行政機関	国会・裁判所等	国有林野	日本郵政公社	特定独立行政法人
25.1	2.3	4.0	26.2	3.1	0.5	25.7	6.9
団結権 × 団体協約締結権 × 争議権 ×	団結権 団体協約締結権 × 争議権 ×		団結権 団体協約締結権 争議権 ×				

地方

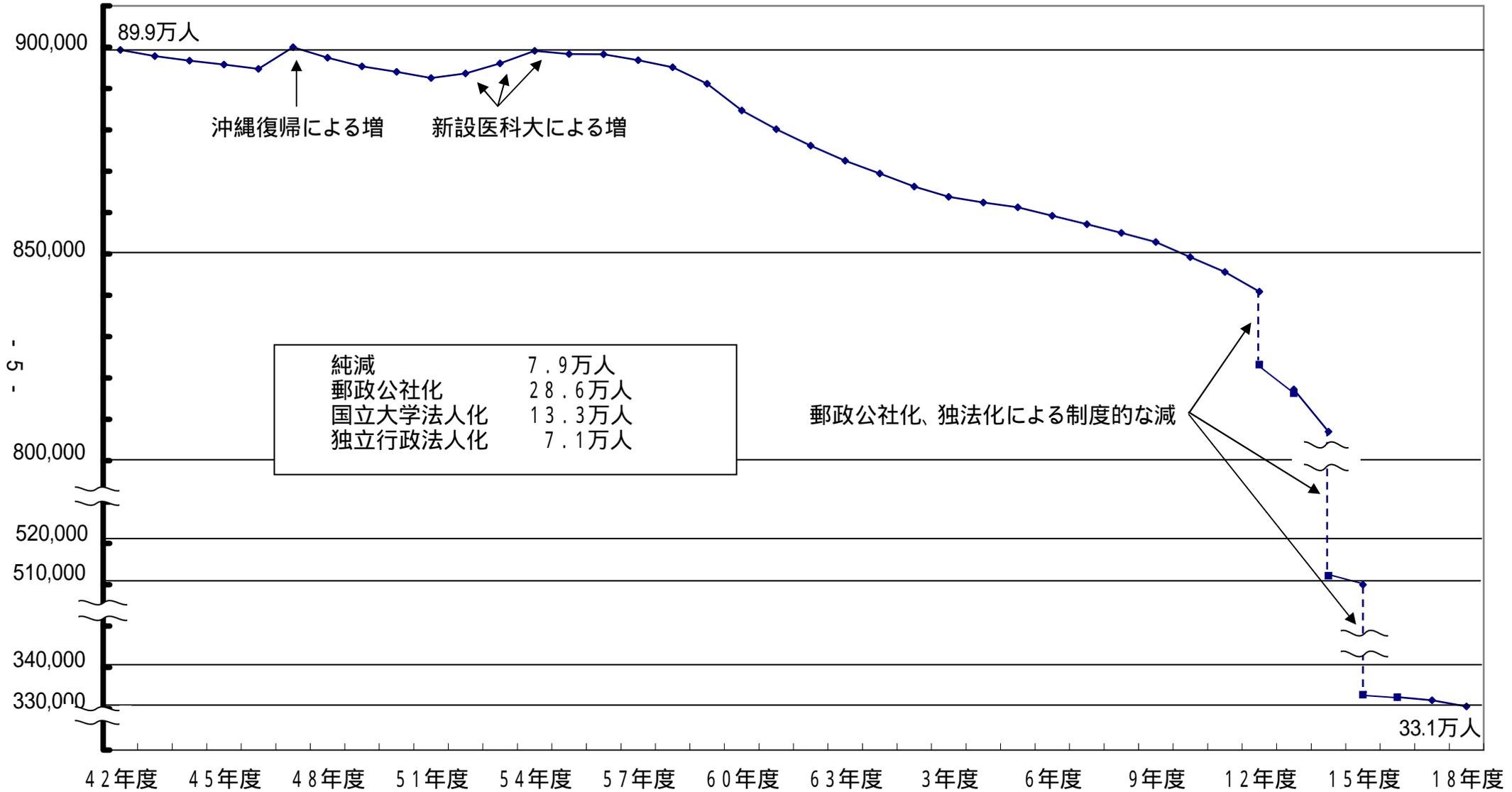
地方公務員 304.2					
警	消	一般行政 (福祉関係を除く)	福祉関係	教	公営企業等会計 (病院・水道等)
察	防			育	
27.4	15.6	62.8	42.1	114.0	42.4
団結権 × 団体協約締結権 × 争議権 ×	団結権 団体協約締結権 × 争議権 ×			団結権 団体協約締結権 争議権 ×	

(注1) 行政機関、国会・裁判所等、自衛官は18年度末定員。独立行政法人は18.1.1現在員。日本郵政公社は18.3.31現在員。

(注2) 地方公務員については、「地方公共団体定員管理調査(総務省)」による(調査時点は平成17年4月1日)。

(注3) 「一般行政」「福祉関係」「教育」のうち一部(単純労務職員)には団体協約締結権が認められており、「公営企業等会計」のうち一部(地方公営企業法の適用・準用を受けない職員)には団体協約締結権が認められていない。

国の行政機関の定員の推移



(注)総務省資料より作成

地方公務員数の推移 (昭和50年～平成17年)

(注) 総務省資料より作成

